

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	新	旧	改定理由																																																																																																																														
1	<p>別表2 段階確認一覧</p> <p>一般：一般監督 重点：重点監督</p> <p>1 / 6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等</td> <td>1回 / 1工事</td> </tr> <tr> <td>治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> <td>1回 / 土(岩)質の変化毎</td> </tr> <tr> <td>林道土工 (路床盛土工)</td> <td></td> <td>路床盛土工 ブルフローリング実施時</td> <td>ブルフローリング実施状況</td> <td>1回 / 1工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工 (下層路盤)</td> <td></td> <td>下層路盤(100m2以上) 完了時</td> <td>ブルフローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回 / 1工区</td> </tr> <tr> <td>舗装工 (上層路盤)</td> <td></td> <td>上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回 / 1工区</td> </tr> <tr> <td>安定処理工</td> <td>表層混合処理 路床安定処理</td> <td>処理完了時</td> <td>使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td></td> <td>掘削完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、置換厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td>サンドマット</td> <td></td> <td>処理完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td>バーチャルドレーン工</td> <td>サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等</td> <td>施工時 施工完了時</td> <td>使用材料、打込長さ 施工位置、杭径</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>締固め改良工</td> <td>サンドコンパクションパイル</td> <td>施工時 施工完了時</td> <td>使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭径</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>固結工</td> <td>粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル 薬液注入</td> <td>施工時 施工完了時 施工時</td> <td>使用材料、深度 基準高、位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			確認時期	確認項目	確認の程度	指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事	治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎	林道土工 (路床盛土工)		路床盛土工 ブルフローリング実施時	ブルフローリング実施状況	1回 / 1工事	舗装工 (下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時	ブルフローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区	舗装工 (上層路盤)		上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区	安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m	置換		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m	サンドマット		処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m	バーチャルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ 施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル 薬液注入	施工時 施工完了時 施工時	使用材料、深度 基準高、位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本	<p>別表2 段階確認一覧</p> <p>一般：一般監督 重点：重点監督</p> <p>1 / 6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等</td> <td>1回 / 1工事</td> </tr> <tr> <td>治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> <td>1回 / 土(岩)質の変化毎</td> </tr> <tr> <td>林道土工 (路床盛土工)</td> <td></td> <td>路床盛土工 ブルフローリング実施時</td> <td>ブルフローリング実施状況</td> <td>1回 / 1工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工 (下層路盤)</td> <td></td> <td>下層路盤(100m2以上) 完了時</td> <td>ブルフローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回 / 1工区</td> </tr> <tr> <td>舗装工 (上層路盤)</td> <td></td> <td>上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回 / 1工区</td> </tr> <tr> <td>表層安定処理工</td> <td>表層混合処理 路床安定処理</td> <td>処理完了時</td> <td>使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>置換</td> <td>掘削完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、置換厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サンドマット</td> <td>処理完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td>バーチャルドレーン工</td> <td>サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等</td> <td>施工時 施工完了時</td> <td>使用材料、打込長さ 施工位置、杭径</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>締固め改良工</td> <td>サンドコンパクションパイル</td> <td>施工時 施工完了時</td> <td>使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭径</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>固結工</td> <td>粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル 薬液注入</td> <td>施工時 施工完了時 施工時</td> <td>使用材料、深度 基準高、位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			確認時期	確認項目	確認の程度	指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事	治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎	林道土工 (路床盛土工)		路床盛土工 ブルフローリング実施時	ブルフローリング実施状況	1回 / 1工事	舗装工 (下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時	ブルフローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区	舗装工 (上層路盤)		上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区	表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m		置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m		サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m	バーチャルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ 施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル 薬液注入	施工時 施工完了時 施工時	使用材料、深度 基準高、位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本	<p>表現の適正化</p>
種別	細別			段階確認																																																																																																																													
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																													
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事																																																																																																																													
治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎																																																																																																																													
林道土工 (路床盛土工)		路床盛土工 ブルフローリング実施時	ブルフローリング実施状況	1回 / 1工事																																																																																																																													
舗装工 (下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時	ブルフローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区																																																																																																																													
舗装工 (上層路盤)		上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区																																																																																																																													
安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																													
置換		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																													
サンドマット		処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																													
バーチャルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ 施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																													
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																													
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル 薬液注入	施工時 施工完了時 施工時	使用材料、深度 基準高、位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本																																																																																																																													
種別	細別	段階確認																																																																																																																															
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																													
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事																																																																																																																													
治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎																																																																																																																													
林道土工 (路床盛土工)		路床盛土工 ブルフローリング実施時	ブルフローリング実施状況	1回 / 1工事																																																																																																																													
舗装工 (下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時	ブルフローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区																																																																																																																													
舗装工 (上層路盤)		上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区																																																																																																																													
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																													
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																													
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																													
バーチャルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ 施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																													
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時	使用材料、打込長さ 基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																													
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル 薬液注入	施工時 施工完了時 施工時	使用材料、深度 基準高、位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本																																																																																																																													

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	新	旧	改定理由
30	<p>様式6 段階確認書(立会・机上)</p> <p>標準仕様書第1編1-1-<u>2.3</u>に基づく検査(確認を含む)を願います。</p>	<p>様式6 段階確認書(立会・机上)</p> <p>標準仕様書第1編1-1-2.2に基づく検査(確認を含む)を願います。</p>	<p>表現の適正化</p>

ページ	新	旧	改正理由
1	<p>林業土木工事施工管理基準</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を林業土木工事写真撮影要領により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p><u>(2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)</u></p> <p><u>ICT技術を試行した場合の出来形管理については、「「ICTの全面的な活用」の試行拡大について(通知)」(平成30年9月25日付け技第721号)の規定によるものとする。</u></p> <p><u>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。TS・GNSSで取得した3次元データを利用して盛土の締固め管理を行う場合は、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)」の規定によるものとする。</u></p> <p><u>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定によるものとする。</u></p> <p><u>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</u></p> <p><u>(3) 施工箇所が点在する工事について</u></p> <p><u>施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。</u></p> <p><u>なお、これにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。</u></p>	<p>林業土木工事施工管理基準</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を林業土木工事写真撮影要領により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>	表現の適正化

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

新							旧							改正理由								
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改正理由
3	1	3	22	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において 縦 軸方向に各3点計9点		3-1-3-22	3	1	3	22	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	±3	高さについては 車道 端部、中央部において車線方向に各3点計9点		3-1-3-22	
						据付け高さ	±3										据付け高さ	±3				
						表面の凹凸	3	表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下									表面の凹凸	3	表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2	歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点									歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2	歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点			
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2										歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5										歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5				
						仕上げ高さ	舗装面に対し0～-2										仕上げ高さ	舗装面に対し0～-2				
3	1	3	22	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点		3-1-3-22	3	1	3	22	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	車道端部及び中央部 位置 の3点		3-1-3-22	
						仕上げ高さ	舗装面に対し0～+3	表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下									仕上げ高さ	舗装面に対し0～+3	表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位:mm

新							旧							改正理由												
編	章	節	条	枝番	工 種	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	簡 要	編		章	節	条	枝番	工 種	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	簡 要
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					中規模以上						小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	1	7	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高 ^①	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の割合によるが延長80m以下の区間で測定することができる。	3-1-7-7	3	1	7	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高 ^①	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	3-1-7-7	・準拠する要領の制定等に対応
					厚 さ	-45	-45	-15	-15	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-7-7	2						アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の割合によるが延長80m以下の区間で測定することができる。	3-1-7-7	
3	1	7	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の割合によるが延長80m以下の区間で測定することができる。また、コアの採取は、1工事最低3個を原則とする。	3-1-7-7	3	1	7	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の割合によるが延長80m以下の区間で測定することができる。また、1工事最低3個を原則とする。	3-1-7-7	・準拠する要領の制定等に対応 ・表現の適正化
					幅	-50	-50	—	—	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-7-7	7						アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の割合によるが延長80m以下の区間で測定することができる。また、コアの採取は、1工事最低3個を原則とする。	3-1-7-7	
3	1	7	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の割合によるが延長80m以下の区間で測定することができる。また、コアの採取は、1工事最低3個を原則とする。	3-1-6-7	3	1	7	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	3-1-6-7	・準拠する要領の制定等に対応 ・コア採取基準の統一
					幅	-25	-25	—	—	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-7-7	3						アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の割合によるが延長80m以下の区間で測定することができる。また、コアの採取は、1工事最低3個を原則とする。	3-1-7-7	
3	1	7	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の割合によるが延長80m以下の区間で測定することができる。また、コアの採取は、1工事最低3個を原則とする。	3-1-7-7	3	1	7	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	3-1-7-7	・準拠する要領の制定等に対応 ・表現の適正化
					平坦性	—	—	—	—	3σ ^① σ ^② 以下 (σ ^①)2.4mm以下 直線式(足付き) (σ ^②)1.75mm以下	コア採取について 路面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目に準拠する要領に準拠する。	3-1-7-7						3	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) IV出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位:mm

新										旧																
編	章	節	条	枝番	工 種	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	簡 要	編	章	節	条	枝番	工 種	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	簡 要	改正理由
						個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)											個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)					
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	1	7	8	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を繰り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	3-1-7-8	3	1	7	8	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を繰り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合に測定。	3-1-7-8	・準拠する要領の制定等に対応		
					厚 さ	—45	—15	—	幅								—50	—								
3	1	7	8	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を繰り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	3-1-7-8	3	1	7	8	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を繰り起こして測定。	3-1-7-8	・準拠する要領の制定等に対応		
					幅	—50	—	—	幅								—50	—								
3	1	7	8	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・漂白)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の区間で測定することができる。また、コアの採取または掘り起こす時は、1工事最低3個を原則とする。	3-1-7-8	3	1	7	8	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・漂白)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	3-1-7-8	・準拠する要領の制定等に対応 ・コア採取及び掘り起こし基準の統一		
					幅	—50	—	—	幅								—50	—								
3	1	7	8	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の区間で測定することができる。また、コアの採取は、1工事最低3個を原則とする。	3-1-7-8	3	1	7	8	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。	3-1-7-8	・準拠する要領の制定等に対応		
					幅	—25	—	—	幅								—25	—								
3	1	7	8	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	—10	—3.5	—	厚さは各車線の中心付近で型枠撤付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリッパフォーム工法の場合は、厚さ管理に關し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版縁を測定する。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	3-1-7-8	3	1	7	8	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	—10	—3.5	—	厚さは各車線の中心付近で型枠撤付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリッパフォーム工法の場合は、厚さ管理に關し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版縁を測定する。	3-1-7-8	・準拠する要領の制定等に対応		
					幅	—25	—	—	幅								—25	—								
3	1	7	8	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を繰り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合に測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	3-1-7-8	3	1	7	8	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を繰り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合に測定。	3-1-7-8	・準拠する要領の制定等に対応		
					厚 さ	—45	—15	—	幅								—50	—								
3	1	7	8	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を繰り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の区間で測定することができる。	3-1-7-8	3	1	7	8	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を繰り起こして測定。	3-1-7-8	・準拠する要領の制定等に対応		
					幅	—50	—	—	幅								—50	—								

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空環第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空環第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定に伴う修正
			コンクリートの強度	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以内 その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 スラッジ水の濃度は1回/日		○				コンクリートの強度	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	諸基準類の改定に伴う修正
			施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後または午前1回/1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCC-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、并筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)					○	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下
施工	必須	単位水量測定	「レディーミクスコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、±15kg/m³以内で安定するまで、又は3回連続して±15kg/m³以内の値を測定することをいう。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。 その後の配合設計±15kg/m³以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、管理値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 水セメント比の測定を義務付ける重要構造物(プレキャスト製品を除く)については、1日当たりの打設量にかかわらず行うものとし、特記仕様書及び監督員の指示によるものとする。【コンクリート単位水量測定器による生コンクリートの品質管理について(通知)】を参照。		○	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクスコンクリートの品質管理について(レディーミクスコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。 その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。 【重要】配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 水セメント比の測定を義務付ける重要構造物(プレキャスト製品を除く)については、1日当たりの打設量にかかわらず行うものとし、特記仕様書及び監督員の指示によるものとする。【コンクリート単位水量測定器による生コンクリートの品質管理について(通知)】を参照。		○	表記統一のため修正規格値の修正		

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新						旧						改正理由							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分		試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・試験の範囲等は、「コンクリート圧縮強度試験」に用いる供試体の取り扱いは一部改訂について(通知)〔平成31年2月18日技管1036号〕による。 なお、テストベースは打設場所を採取し、1回につき6個(σ7・σ3個、σ28・σ3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。		1	セメント	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時1回/目以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ から150m ³ ごとに1回 なお、テストベースは打設場所を採取し、1回につき6個(σ7・σ3個、σ28・σ3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	・試験の範囲等は、「コンクリート圧縮強度試験」に用いる供試体の取り扱いは一部改訂について(通知)〔平成31年2月18日技管1036号〕による。	表現の適正化	
				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/目以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。						空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/目以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		表現の適正化	
2	ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査		・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径の異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、面が歪みは、折れ曲がり等が一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さは鉄筋径(径の異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径の異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋については自動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接の場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・自動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件、高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量検査者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合自動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。		2	ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査		・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さは鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 自動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件、高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量検査者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm以上の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合、自動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	諸基準額の改定に伴う修正
				施工後試験		・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径の異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、面が歪みは、折れ曲がり等が一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さは鉄筋径(径の異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径の異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押接法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接修正する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。					・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さは鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接修正する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	諸基準額の改定に伴う修正		

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認		
4	下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：最大乾燥密度の88(93)%以上 () 書きは車道と同等の締固め度 ・ ・ ・ 大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する。	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001㎡～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合は、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定する。例 例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。		4	下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・ 締固め度は個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなればならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 4000㎡以上の場合は1000㎡につき1個 ・ 4000㎡未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。		表現の適正化
5	上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001㎡～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合は、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定する。例 例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。		5	上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 4000㎡以上の場合は1000㎡につき1個 ・ 4000㎡未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。		表現の適正化

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	
7	セメント安定処理路盤	施工その他	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：最大乾燥密度の93(94)%以上 () 書は歩道と同等の締固め度、・・大型車両が頻繁に走行する場合はに適用する。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10点)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合は、10,000㎡毎に10個を追加し、測定箇所が均等になるように設定する。 例：例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3点)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。		7	セメント安定処理路盤	施工その他	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・4000㎡以上の場合は1000㎡につき1個 ・4000㎡未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。			表現の適正化		
8	アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：基準密度の90(94)%以上 () 書は歩道と同等の締固め度、・・大型車両が頻繁に走行する場合はに適用する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。		8	アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10点)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合は、10,000㎡毎に10個を追加し、測定箇所が均等になるように設定する。 例：例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3点)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。		表現の適正化
9	転圧コンクリート	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合、スラッシュ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		9	転圧コンクリート	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	諸基準額の改定に伴う修正	

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
16	吹付工	材料	必須 アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空環第78号)」	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	16	吹付工	材料	必須 アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空環第78号)」	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定に伴う修正
			コンクリートの水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上 その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○			コンクリートの水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	諸基準類の改定に伴う修正	
		施工	その他	塩化物総量規制 「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2015, 503-2015)を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(橋脚打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、直渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、構築、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			施工	その他	塩化物総量規制 「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2015, 503-2015)を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(橋脚打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、直渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、構築、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			諸基準類の改定に伴う修正		
		施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会標準JSCE F561-2013S	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量試験の項目を参照		施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会標準JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。			試験方法の修正		

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
17 現場吹付法格工及び簡易吹付法格工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国産機第35号、国空建第78号)。	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	/	17 現場吹付法格工及び簡易吹付法格工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国産機第35号、国空建第78号)。	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	/	諸基準類の改定に伴う修正	
			デアイミクスコンクリートを使用す	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上の水質が変った場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	/				デアイミクスコンクリートを使用す	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	/	諸基準類の改定に伴う修正
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	/		施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	/	諸基準類の改定に伴う修正	

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認			
23	コンクリートダム	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空環第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	23	コンクリートダム	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空環第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定に伴う修正			
		その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308(附属書C)	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上、水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○			その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308(附属書C)	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	諸基準類の改定に伴う修正			
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディームキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSC-C502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。			施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディームキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSC-C502-2013、503-2017)または設計図書の規定により行う。			諸基準類の改定に伴う修正		
	施工	必須	単位水量測定	「レディームキストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、±15kg/m³以内で安定するまでは、2回連続して15kg/m³以下の値を測定することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打たまずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。 その後の配合設計±15kg/m³以内にならないうまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。			施工	必須	単位水量測定	「レディームキストコンクリートの品質管理について」(レディームキストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打たまずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。 その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。 更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 水セメント比の測定を義務付ける重要構造物(プレキャスト製品を除く)については、1日当たりの打設量にかかわらず行うものとし、特記仕様書及び監理図書の指示によるものとする。 【コンクリート単位水量測定要領によるコンクリートの品質管理について(通知)】を参照			示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。			表記統一のため修正規格値の修正

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 覆工コンクリート(NATM)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	24 覆工コンクリート(NATM)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定に伴う修正
			練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以内、水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○				その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	諸基準類の改定に伴う修正				
			単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまでは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を測定する」となっている。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、30mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	○				1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	○	・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、30mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。				
必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値以上。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-C 502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。		○	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値以上。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-C 502-2013, 503-2002)または設計図書の規定により行う。		○	諸基準類の改定に伴う修正		
必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。		○	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等					○	ひび割れ発生状況の調査基準を追記
25 吹付けコンクリート(NATM)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	25 吹付けコンクリート(NATM)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定に伴う修正
			ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。					○	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等		

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認
25	吹付けコンクリート(NATM)	材料	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上の場合 *その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	25	吹付けコンクリート(NATM)	材料	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	諸基準類の改定に伴う修正
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	*骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-C 502-2013, 503-2013)または設計図書の規定により行う。				○	諸基準類の改定に伴う修正				
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSC F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6個(φ7=3個、φ28=3個、)とする。	*骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-C 502-2013, 503-2013)または設計図書の規定により行う。				○	諸基準類の改定に伴う修正				
27	路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	締装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	/	27	路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	締装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 *工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10粒)で測定する。 (細) 3,001~10,000m ² ・10個 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所均等になるように設定する。 *例えば10,000m ² の場合、10,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 *なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3粒)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m ² 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	表現の適正化
				現場密度の測定	締装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上						・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 *4000m ² 以上の場合は1000m ² につき1個 *4000m ² 未満の場合は3個とする *なお、ごく小規模な工事(100m ² 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	表現の適正化			

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	
28	路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合は、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定する。 例えば12,000㎡の場合は、6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。		28	路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・4000㎡以上の場合は1000㎡につき1個 ・4000㎡未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	空疎率による管理でもよい。	空疎率による管理でもよい。	表現の適正化
29	排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合は、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定する。 例えば12,000㎡の場合は、6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。		29	排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・4000㎡以上の場合は1000㎡につき1個 ・4000㎡未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	歩道箇所: 設計図書による	歩道箇所: 設計図書による	表現の適正化

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認		
30	プラント再生舗装工	舗装現場	必須 現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が母集団の場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10点)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10個 10,001~20,000㎡の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例:12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 *なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は(1箇所工事を除く)は、1工事あたり3個(3点)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。			30	プラント再生舗装工	舗装現場	必須 現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が母集団の場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・4000㎡以上の場合は1000㎡につき1個 ・4000㎡未満の場合は3個とす *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。			表現の適正化		
33	溶接工	施工	必須 引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 *なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	33	溶接工	施工	必須 引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 *なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		○	諸基準類の改定に伴う修正	
			必須 衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれ3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 V 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○			必須 衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれ3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 V 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○	○	諸基準類の改定に伴う修正		
			必須 非破壊試験：開先溶接		同左	試験片の個数：試験片離手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 *なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認定)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○				必須 非破壊試験：開先溶接		同左	試験片の個数：試験片離手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 *なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認定)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。		○	○	諸基準類の改定に伴う修正

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

新							旧							改正理由				
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
33	溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状試験片の個数：1	○	33	溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状試験片の個数：1	○	諸基準類の改定に伴う修正
			容合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されきず法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たすための内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を記載された場合以外の継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 ・（非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○				容合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されきず法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.5に各継手の強度等級を満たすための内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H4.3.1」が参考になる。 ・（非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	諸基準類の改定に伴う修正
			外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、 凹凸が困難な 場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。					外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、 凹凸が困難な 場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。		諸基準類の改定に伴う修正
			外観形状検査（ビード表面のビッド）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する容合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビッドがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビッドの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視検査する。						外観形状検査（ビード表面のビッド）	・目視及びノギス等による計測	主要部材の容合せ継手及び断面を構成する工継手、角継手には、ビード表面にビッドがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ビッドの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視検査する。		諸基準類の改定に伴う修正	
			外観形状検査（アングァーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.5外部きず検査の規定による。		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアングァーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアングァーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。					外観形状検査（アングァーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による。		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアングァーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアングァーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H4.3.1」が参考になる。		諸基準類の改定に伴う修正
			外観形状検査（アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包圍していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アングァーカット：鋭い切欠状のアングァーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げ合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。								外観形状検査（アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包圍していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アングァーカット：鋭い切欠状のアングァーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げ合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。			諸基準類の改定に伴う修正

ページ	新	旧	改正理由
1	<p>写真管理基準(案)</p> <p>1 総則</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>この写真管理基準は、林業土木工事施工管理基準に定める林業土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合には、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p><u>また、写真を映像と読み替えることも可とする。</u></p>	<p>写真管理基準(案)</p> <p>1 総則</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>この写真管理基準は、林業土木工事施工管理基準に定める林業土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合には、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p>	映像記録について追記
1	<p>2 撮影</p> <p>2-2 撮影方法</p> <p>写真の撮影に当たっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写し込むものとする。 (中略)</p> <p>小黒板の判読が困難となる場合には、(中略)施工管理値を記載する。</p> <p><u>また、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入を行うデジタル工事写真の小黒板情報電子化(以下「小黒板」という。)については、下記のとおりとする。</u></p> <p><u>電子黒板の使用にあたっては、受注者が工事打合せ簿により電子黒板を使用する旨を申し出、監督員の承諾を得るものとする。</u></p> <p><u>監督員が承諾する場合、工事打合せ簿にて「デジタル工事写真の小黒板情報電子化基準による電子黒板の使用を承諾する。」と記載し、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化基準」を添付のこと。</u></p> <p><u>なお、受注者は使用内容について施工計画書に記載することとする。</u></p>	<p>2 撮影</p> <p>2-2 撮影方法</p> <p>写真の撮影に当たっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに移し込むものとする。 (中略)</p> <p>小黒板の範読が困難となる場合には、(中略)施工管理値を記載する。</p>	小黒板情報電子化について追記
1	<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)</p> <p><u>ICT技術を試行した場合の施工管理については、「「ICTの全面的な活用」の試行拡大について(通知)」(平成30年9月25日付け技第721号)の規定によるものとする。</u></p> <p><u>「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用</u></p>	<p>2-3 情報化施工</p> <p>「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第317号 国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p> <p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	表現の適正化

ページ	新	旧	改正理由
1	<p><u>いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)</u>による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>		
2	<p>2-5 写真の編集等</p> <p>写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「<u>デジタル工事写真の黒板情報電子化基準</u>」に基づく黒板情報の電子的記入は、これにあたらぬ。</p>	<p>2-5 写真の編集等</p> <p>写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(平成19年1月30日付け 国技建管第10号)に基づく黒板情報の電子記入は、これにあたらぬ。</p>	表現の適正化
2	<p>2-6 撮影の仕様</p> <p>写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 写真はカラーとする。</p> <p>(2) 有効画素数については、黒板の文字が判読できることを指標とし、「電子協議・電子納品運用ガイドライン(案)[工事編]」(新潟県)による。</p> <p><u>映像と読み替える場合は、以下も追加する。</u></p> <p>(3) <u>夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。</u></p> <p>(4) <u>フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</u></p>	<p>2-6 撮影の仕様</p> <p>写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 写真はカラーとする。</p> <p>(2) 有効画素数については、黒板の文字が判読できることを指標とし、「電子協議・電子納品運用ガイドライン(案)[工事編]」(新潟県)による。</p>	映像記録について追記
2	<p>2-7 撮影の留意事項</p> <p>別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。</p> <p>(1) 「撮影項目」「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合には、監督員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるように、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。</p> <p>(4) 工事完成後、出来形の確認が困難なものについては、原則として撮影の対象とするものとする。また、出来形の確認が容易なものであっても埋設部分と関連して必要な部分、または検査の資料として施工経過を明らかにしておくべきもの等については、原則として撮影の対象とするものとする。</p>	<p>2-7 撮影の留意事項</p> <p>別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。</p> <p>(1) 「撮影項目」「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合には、監督員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) <u>施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。</u></p> <p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるように、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。</p> <p>(5) 工事完成後、出来形の確認が困難なものについては、原則として撮影の対象とするものとする。また、出来形の確認が容易なものであっても埋設部分と関連して必要な部分、または検査の資料として施工経過を明らかにしておくべきもの等については、原則として撮影の対象とするものとする。</p>	表現の適正化

ページ	新	旧	改正理由
2	<p>(5) 局部的なものであっても工事完成後、その部分が全体の中でどの部分であるか明確にするため、局部とともに全体も撮影しておくものとする。</p> <p>(6) 着手前及び完成時の撮影は、測点にポール等の指標を置き、同一方向、同一箇所から撮影するものとする。また、着手前の写真には、なるべく施工後も残る地物を入れて撮影するものとする。</p> <p>(7) 構造物等を撮影する場合は、測点、周囲の地形、地物等を背景として、写真における位置を明確にするものとする。</p> <p>(8) 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p>	<p>(6) 局部的なものであっても工事完成後、その部分が全体の中でどの部分であるか明確にするため、局部とともに全体も撮影しておくものとする。</p> <p>(7) 着手前及び完成時の撮影は、測点にポール等の指標を置き、同一方向、同一箇所から撮影するものとする。また、着手前の写真には、なるべく施工後も残る地物を入れて撮影するものとする。</p> <p>(8) 構造物等を撮影する場合は、測点、周囲の地形、地物等を背景として、写真における位置を明確にするものとする。</p> <p>(9) 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p>	
3	<p>4 その他 撮影箇所一覧表の用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所、その仕様が確認できる箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p>	<p>4 その他 撮影箇所一覧表の用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所、その仕様が確認できる箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p> <p>(3) 不要とは、撮影した写真原本を電子媒体に格納し提出する必要がないことをいう。</p>	表現の適正化

ページ	新	旧	改正理由
62	<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」 2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考) <u>ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」の試行拡大について(通知)(平成30年9月25日付け技第721号)の規定によるものとする。</u> <u>「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</u> また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」 2-3 情報化施工 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第317号 国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	表現の適正化
63	<p>2-6 留意事項 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1) 「撮影項目」「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合には、監督員の指示により追加、削減するものとする。 (2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるように、特に注意して撮影するものとする。 (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。 (4) 工事完成後、出来形の確認が困難なものについては、原則として撮影の対象とするものとする。また、出来形の確認が容易なものであっても埋設部分と関連して必要な部分、または検査の資料として施工経過を明らかにしておくべきもの等については、原則として撮影の対象とするものとする。</p>	<p>2-6 留意事項 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1) 「撮影項目」「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合には、監督員の指示により追加、削減するものとする。 (2) <u>施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。</u> (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるように、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。 (5) 工事完成後、出来形の確認が困難なものについては、原則として撮影の対象とするものとする。また、出来形の確認が容易なものであっても埋設部分と関連して必要な部分、または検査の資料として施工経過を明らかにしておくべきもの等については、原則として撮影の対象とするものとする。</p>	表現の適正化

ページ	新	旧	改正理由
63	<p>(5) 局部的なものであっても工事完成後、その部分が全体の中でどの部分であるか明確にするため、局部とともに全体も撮影しておくものとする。</p> <p>(6) 着手前及び完成時の撮影は、測点にポール等の指標を置き、同一方向、同一箇所から撮影するものとする。また、着手前の写真には、なるべく施工後も残る地物を入れて撮影するものとする。</p> <p>(7) 構造物等を撮影する場合は、測点、周囲の地形、地物等を背景として、写真における位置を明確にするものとする。</p> <p>(8) 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p>	<p>(6) 局部的なものであっても工事完成後、その部分が全体の中でどの部分であるか明確にするため、局部とともに全体も撮影しておくものとする。</p> <p>(7) 着手前及び完成時の撮影は、測点にポール等の指標を置き、同一方向、同一箇所から撮影するものとする。また、着手前の写真には、なるべく施工後も残る地物を入れて撮影するものとする。</p> <p>(8) 構造物等を撮影する場合は、測点、周囲の地形、地物等を背景として、写真における位置を明確にするものとする。</p> <p>(9) 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p>	
64	<p>4 その他 撮影箇所一覧表の用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所、その仕様が確認できる箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p>	<p>4 その他 撮影箇所一覧表の用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所、その仕様が確認できる箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p> <p>(3) 不要とは、撮影した写真原本を電子媒体に格納し提出する必要がないことをいう。</p>	表現適正化

ページ	新	旧	改正理由
65・66	<p style="text-align: center;"><u>デジタル工事写真の小黑板情報電子化基準</u></p> <p><u>1 目的</u> デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p><u>2 対象工事</u> デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。 対象工事では、以下の3から6の全てを実施することとする。</p> <p><u>3 対象機器の導入</u> (1) 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）写真管理基準（案）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。 なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。 (2) 受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。 (3) 使用機器の事例として、 URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p><u>4 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入</u> (1) 受注者は、3の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。 小黑板情報の電子的記入を行う項目は、新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）写真管理基準（案）「2-2 撮影方法」による。 (2) 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p>		小黑板情報電子化について追記

ページ	新	旧	改正理由
65・66	<p><u>5 小黑板情報の電子的記入の取扱い</u> <u>工事写真の取扱いは、新潟県林業土木工事標準仕様書(その2)写真管理基準(案)及びデジタル写真管理情報基準(国土交通省平成28年3月)</u> <u>URL(http://www.cals-ed.go.jp/mg/wp-content/uploads/photo7.pdf)に準ずるが、4に示す小黑板情報の電子的記入については、新潟県林業土木工事標準仕様書(その2)写真管理基準(案)「2-5写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</u></p> <p><u>6 小黑板情報の電子的記入を行った写真の提出</u> <u>(1) 受注者は、4に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下「小黑板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督員へ提出するものとする。</u> <u>(2) 受注者は、提出時に、URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(E255信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。</u> <u>(3) 提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。</u></p>		

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	新	旧	改定理由																																																																																																																														
1	<p>別表2 段階確認一覧</p> <p>一般：一般監督 重点：重点監督</p> <p>1 / 6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等</td> <td>1回 / 1工事</td> </tr> <tr> <td>治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、 変化位置</td> <td>1回 / 土(岩)質の変化毎</td> </tr> <tr> <td>林道土工 (路床盛土工)</td> <td></td> <td>路床盛土工 ブルフローリング実施時</td> <td>ブルフローリング実施状況</td> <td>1回 / 1工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工 (下層路盤)</td> <td></td> <td>下層路盤(100m2以上) 完了時</td> <td>ブルフローリング実施状況 使用材料、基準高、 幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回 / 1工区</td> </tr> <tr> <td>舗装工 (上層路盤)</td> <td></td> <td>上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、 施工厚さ</td> <td>1回 / 1工区</td> </tr> <tr> <td>安定処理工</td> <td>表層混合処理 路床安定処理</td> <td>処理完了時</td> <td>使用材料、基準高、 幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td></td> <td>掘削完了時</td> <td>使用材料、幅、 延長、置換厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td>サンドマット</td> <td></td> <td>処理完了時</td> <td>使用材料、幅、 延長、施工厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td>バーチャルドレーン工</td> <td>サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等</td> <td>施工時 施工完了時</td> <td>使用材料、 打込長さ 施工位置、杭径</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>締固め改良工</td> <td>サンドコンパクションパイル</td> <td>施工時 施工完了時</td> <td>使用材料、 打込長さ 基準高、施工位置、杭径</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>固結工</td> <td>粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル 薬液注入</td> <td>施工時 施工完了時 施工時</td> <td>使用材料、深度 基準高、 位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			確認時期	確認項目	確認の程度	指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事	治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、 変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎	林道土工 (路床盛土工)		路床盛土工 ブルフローリング実施時	ブルフローリング実施状況	1回 / 1工事	舗装工 (下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時	ブルフローリング実施状況 使用材料、基準高、 幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区	舗装工 (上層路盤)		上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時	使用材料、幅、延長、 施工厚さ	1回 / 1工区	安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、 幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m	置換		掘削完了時	使用材料、幅、 延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m	サンドマット		処理完了時	使用材料、幅、 延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m	バーチャルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時	使用材料、 打込長さ 施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時	使用材料、 打込長さ 基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル 薬液注入	施工時 施工完了時 施工時	使用材料、深度 基準高、 位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本	<p>別表2 段階確認一覧</p> <p>一般：一般監督 重点：重点監督</p> <p>1 / 6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等</td> <td>1回 / 1工事</td> </tr> <tr> <td>治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、 変化位置</td> <td>1回 / 土(岩)質の変化毎</td> </tr> <tr> <td>林道土工 (路床盛土工)</td> <td></td> <td>路床盛土工 ブルフローリング実施時</td> <td>ブルフローリング実施状況</td> <td>1回 / 1工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工 (下層路盤)</td> <td></td> <td>下層路盤(100m2以上) 完了時</td> <td>ブルフローリング実施状況 使用材料、基準高、 幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回 / 1工区</td> </tr> <tr> <td>舗装工 (上層路盤)</td> <td></td> <td>上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、 施工厚さ</td> <td>1回 / 1工区</td> </tr> <tr> <td>表層安定処理工</td> <td>表層混合処理 路床安定処理</td> <td>処理完了時</td> <td>使用材料、基準高、 幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td></td> <td>掘削完了時</td> <td>使用材料、幅、 延長、置換厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td>サンドマット</td> <td></td> <td>処理完了時</td> <td>使用材料、幅、 延長、施工厚さ</td> <td>一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m</td> </tr> <tr> <td>バーチャルドレーン工</td> <td>サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等</td> <td>施工時 施工完了時</td> <td>使用材料、 打込長さ 施工位置、杭径</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>締固め改良工</td> <td>サンドコンパクションパイル</td> <td>施工時 施工完了時</td> <td>使用材料、 打込長さ 基準高、施工位置、杭径</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本</td> </tr> <tr> <td>固結工</td> <td>粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル 薬液注入</td> <td>施工時 施工完了時 施工時</td> <td>使用材料、深度 基準高、 位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量</td> <td>一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			確認時期	確認項目	確認の程度	指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事	治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、 変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎	林道土工 (路床盛土工)		路床盛土工 ブルフローリング実施時	ブルフローリング実施状況	1回 / 1工事	舗装工 (下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時	ブルフローリング実施状況 使用材料、基準高、 幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区	舗装工 (上層路盤)		上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時	使用材料、幅、延長、 施工厚さ	1回 / 1工区	表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、 幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m	置換		掘削完了時	使用材料、幅、 延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m	サンドマット		処理完了時	使用材料、幅、 延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m	バーチャルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時	使用材料、 打込長さ 施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時	使用材料、 打込長さ 基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル 薬液注入	施工時 施工完了時 施工時	使用材料、深度 基準高、 位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本	<p>表現の適正化</p>
種別	細別			段階確認																																																																																																																													
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																													
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事																																																																																																																													
治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、 変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎																																																																																																																													
林道土工 (路床盛土工)		路床盛土工 ブルフローリング実施時	ブルフローリング実施状況	1回 / 1工事																																																																																																																													
舗装工 (下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時	ブルフローリング実施状況 使用材料、基準高、 幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区																																																																																																																													
舗装工 (上層路盤)		上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時	使用材料、幅、延長、 施工厚さ	1回 / 1工区																																																																																																																													
安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、 幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																													
置換		掘削完了時	使用材料、幅、 延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																													
サンドマット		処理完了時	使用材料、幅、 延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																													
バーチャルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時	使用材料、 打込長さ 施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																													
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時	使用材料、 打込長さ 基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																													
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル 薬液注入	施工時 施工完了時 施工時	使用材料、深度 基準高、 位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本																																																																																																																													
種別	細別	段階確認																																																																																																																															
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																													
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事																																																																																																																													
治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、 変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎																																																																																																																													
林道土工 (路床盛土工)		路床盛土工 ブルフローリング実施時	ブルフローリング実施状況	1回 / 1工事																																																																																																																													
舗装工 (下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時	ブルフローリング実施状況 使用材料、基準高、 幅、延長、施工厚さ	1回 / 1工区																																																																																																																													
舗装工 (上層路盤)		上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) 完了時	使用材料、幅、延長、 施工厚さ	1回 / 1工区																																																																																																																													
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、 幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																													
置換		掘削完了時	使用材料、幅、 延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																													
サンドマット		処理完了時	使用材料、幅、 延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m																																																																																																																													
バーチャルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等	施工時 施工完了時	使用材料、 打込長さ 施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																													
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時	使用材料、 打込長さ 基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本																																																																																																																													
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル 薬液注入	施工時 施工完了時 施工時	使用材料、深度 基準高、 位置・間隔、杭径 使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本 一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本																																																																																																																													